

# 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(案) に対する意見及び総務省の考え方

■ 意見募集期間 : 令和4年6月 21 日(火)から同年7月 20 日(水)まで

■ 意見提出件数 : 2件 (法人・団体:0件、個人:2件)

■ 意見提出者 :

(意見受付順・敬称略)

	意見提出者
一	個人(2件)

## 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(案) に対する意見及び総務省の考え方

項目	意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<b>総論</b>			
	<p>2022/7/1 以降に契約されたものから解約に請求できる制限が適用されるとのことですが、私は 2022 年 1 月に契約を開始し、回線速度に不満があるため解約をしようと思っています。しかしながら、1 年目解約のため 20,900 円の解約料がかかってしまいます。解約に請求できる制限が適用される契約を変更したりは出来ないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">(個人1)</p>	<p>いただいた御意見は本年7月1日に施行された電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(令和4年総務省令第6号)に関するものであり、本パブリックコメントの対象外と考えます。</p>	無
	<p>法七十三の二 第一項第二号の変更は変更届出の対象外とした場合、代理店間の委託関係の変更があった場合も届出不要となるのでしょうか。</p> <p>例えば、一時代理店 A 社より委託を受けている二次代理店 B 社が、A 社との委託契約関係を解消し新たに二次代理店 C 社と委託関係を結び三次代理店へと立場を変えた場合に、B 社が委託を受ける媒介等業務受託者は A 社から C 社へと変更になると考えられますが、このようなケースは届出対象外になるのでしょうか。</p> <p>気になるのは、悪意を持って意図的に短期間で高頻度の委託関係の変更を重ねることで代理店間の管理監督責任等の関係性を複雑にし、消費者がなんらかの被</p>	<p>本改正で変更届出が不要となるのは、届出媒介等業務受託者と委託元電気通信事業者等との間の委託関係の変更を伴わない、当該委託元電気通信事業者等の氏名又は名称及び住所のみの変更であり、御意見頂きました「代理店間の委託関係の変更があった場合」は改正前と変わらず、変更届出が必要となります。</p> <p>なお、上位代理店の責任の所在等に関する御意見は参考として承</p>	無

	<p>害を被る行為をした代理店に対する上位代理店の責任の所在を曖昧にされてしまうのではないかと、という点です。(ある代理店が問題ある行為をしたタイミングでの管理監督責任がどの上位代理店にあるのかが、頻繁に関係性を変えることでうやむやになってしまわないでしょうか)</p> <p>このような行為を防止する策は、現行制度下で講じられているのでしょうか。</p> <p>あるいは、今回の省令改正に合わせて対策がなされるのでしょうか。</p> <p>あるいは、上に書いた懸念は杞憂と考えて良いでしょうか。</p> <p>(個人2)</p>	<p>りますが、電気通信事業法第27条の4の規定に基づき、電気通信事業者は媒介等業務受託者に対する指導その他の当該委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならないとされており、この媒介等業務受託者はいわゆる一次代理店以外に二次代理店以下も含むものです。</p>	
--	---	---	--